

プライスカップ制

プライスカップ制(上限価格方式)とは、NTT西日本・NTT東日本の提供する特定電気通信役務について、料金水準の上限として「基準料金指数」を定め、「実際の料金の指数」をそれ以下に規制することにより、料金値下げを促進(あるいは値上げを抑制)させる料金規制方式です。

2000年10月1日のプライスカップ制適用開始に伴い、個別の料金変更は、基準料金指数以下であれば、従来の認可制ではなく、届出により可能となりました。

[基準料金指数を定める区分(バスケット)]

区分(バスケット)	具体的な料金
音声伝送役務 (加入電話、ISDN)	通話料、通信料 公衆電話料、番号案内料、 基本料、施設設置負担金 等

[基準料金指数]

基準料金指数とは、総務大臣が前述のバスケットごとにその料金水準を生産性向上見込率や物価変動を考慮して指数として定めたものであり、NTT西日本・NTT東日本は、料金値下げ(あるいは値上げを抑制)によって実際の料金の指数をこの基準料金指数以下にする必要があります。

当期の基準料金指数＝

$$\text{前期の基準料金指数} \times [1 + \text{前年度の消費者物価指数(CPI)変動率} - \text{生産性向上見込率(いわゆるX値)}]$$

(注)・適用期間は、毎年10月1日から1年間

・生産性向上見込率 [2000年10月から3年間] 音声伝送役務:1.9、加入者回線サブバスケット:CPI
[2003年10月から3年間] 音声伝送役務:CPI、加入者回線サブバスケット:CPI
[2006年10月から3年間] 音声伝送役務:CPI、加入者回線サブバスケット:CPI
[2009年10月から3年間] 音声伝送役務:CPI、加入者回線サブバスケット:CPI
[2012年10月から3年間] 音声伝送役務:CPI、加入者回線サブバスケット:CPI
[2015年10月から3年間] 音声伝送役務:0.4、加入者回線サブバスケット:0.4
[2018年10月から3年間] 音声伝送役務:0.2、加入者回線サブバスケット:0.2
[2021年10月から3年間] 音声伝送役務:0.1、加入者回線サブバスケット:0.1

○基準料金指数

区分(バスケット)	2000年 10月1日～ 2001年 9月30日	2001年 10月1日～ 2002年 9月30日	2002年 10月1日～ 2003年 9月30日	2003年 10月1日～ 2004年 9月30日	2004年 10月1日～ 2005年 9月30日	2005年 10月1日～ 2006年 9月30日	2006年 10月1日～ 2007年 9月30日	2007年 10月1日～ 2008年 9月30日	2008年 10月1日～ 2009年 9月30日
音声伝送役務 (加入電話、ISDN)	97.8	95.5	92.7	92.7	92.7	92.7	92.7	92.7	92.7
加入者回線 サブバスケット	100	100	100	100	100	100	100	100	100
区分(バスケット)	2009年 10月1日～ 2010年 9月30日	2010年 10月1日～ 2011年 9月30日	2011年 10月1日～ 2012年 9月30日	2012年 10月1日～ 2013年 9月30日	2013年 10月1日～ 2014年 9月30日	2014年 10月1日～ 2015年 9月30日	2015年 10月1日～ 2016年 9月30日	2016年 10月1日～ 2017年 9月30日	2017年 10月1日～ 2018年 9月30日
音声伝送役務 (加入電話、ISDN)	92.7	92.7	92.7	92.7	92.7	92.7	94.8	94.6	94.1
加入者回線 サブバスケット	100	100	100	100	100	100	102.3	102.1	101.6
区分(バスケット)	2018年 10月1日～ 2019年 9月30日	2019年 10月1日～ 2020年 9月30日	2020年 10月1日～ 2021年 9月30日	2021年 10月1日～ 2022年 9月30日	2022年 10月1日～ 2023年 9月30日	2023年 10月1日～ 2024年 9月30日			
音声伝送役務 (加入電話、ISDN)	94.4	94.9	95.2	95.1	95.1	98.0			
加入者回線 サブバスケット	101.9	102.4	102.7	102.6	102.6	—			

※料金の基準時点(2000年4月1日)を100としている。

※サブバスケットについては基本料、施設設置負担金等が含まれており2023年10月の見直しでプライスカップ制度の対象から外れた。